

2026年3月14日

アスリートパスウェイ要綱

日本パラ射撃連盟
選手強化委員会

第1章 総則

第1条 (目的)

本要綱は、日本パラ射撃連盟(以下「当連盟」という。)が、パラ射撃競技における次世代選手の育成から国際競技力の向上に至るまでの一貫した育成・強化の道筋(以下「アスリートパスウェイ」という。)を明確にし、将来のパラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジアパラ競技大会、その他の国際大会において日本代表選手として最高の競技力を発揮できる選手を継続的に輩出することを目的とする。

また、本要綱は、競技力の向上のみならず、日本代表選手としての資質及び心構え、パラスポーツ及び射撃競技の価値理解、競技規則、クラス分け、アンチ・ドーピング、インテグリティ、コンプライアンス等を含む全人的成長を重視する。

第2条 (位置付け)

(1)本要綱は、当連盟における強化指定選手及び育成選手の選考、評価及び区分の移行に関する基本的事項を定める上位要綱とする。

(2)国際大会への派遣選手の選考については、本要綱によらず、別途定める派遣選考規程による。

第2章 アスリートパスウェイ区分

第3条 (区分)

アスリートパスウェイは、次の区分により構成する。

(1) 強化指定選手

- ① 強化指定選手 A
- ② 強化指定選手 B
- ③ 強化指定選手 C

(2) 育成選手

第3章 強化指定選手

第4条（目的）

強化指定選手は、国際大会において入賞又はメダル獲得を目指す競技力を有する選手として位置付け、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジアパラ競技大会等を見据えた重点的な強化の対象とする。

第5条（指定期間）

発表があった日から 2029 年 3 月 31 日まで

第6条（対象種目）

ロス 2028 パラリンピック競技大会で実施の 13 種目

第7条（申請指定および指定プロセス）

以下のプロセスを経て、ライフルまたはピストルの強化指定選手として承認される。

- (1) 選手は、選考の評価対象となる競技会で別添に定める基準点を達成する。
- (2) 選手は、1 週間以内に申請書および強化指定選手等行動規範同意書を、選手強化委員会に提出する。
- (3) 選手強化委員会は、申請者に対してヒアリングを実施し、「第 17 条(対象者)」に該当するかを確認する。
- (4) 選手強化委員会は、審議のうえ承認する。
- (5) 選手強化委員会は、理事会に報告する。

第8条（評価方法およびランクの更新）

別添に定める基準点を元に強化指定選手のランクを評価する。

指定期間中に、選考評価対象競技会で上位ランクの基準点を達成した場合は、自動的に上位ランクに更新される。

また「愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会」に限り、3 位までに入賞した選手は「強化指定ランク A」に更新される。

第9条（ランク）

強化指定選手のランクを以下のように定める。

- A: ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会でメダル獲得の可能性がある選手。
- B: ロサンゼルス 2028 パラリンピック競技大会で入賞の可能性がある選手。
- C: 国際大会で入賞の可能性がある選手。

第10条（評価対象競技会）

別添に定める。

第4章 育成選手

第11条（目的）

育成選手は、将来の強化指定選手及び日本代表選手となることを目標とする重要な育成段階に位置付け、競技力の基礎的向上並びに競技者として必要な知識、態度及び行動様式の習得を目的とする。

第12条（指定期間）

発表があった日から翌年度末まで

第13条（対象種目）

R1～R9, P1～P4 及びビームピストルの 14 種目

第14条（指定方法）

以下のプロセスを経て、ライフルまたはピストルの育成選手として承認される。

- (1) 選手は、別添に定める基準点を達成する。
- (2) 選手は、選手強化委員会に申請書を提出する。
- (3) 選手強化委員会は、申請者に対してヒアリングを実施し、「第 17 条(対象者)」に該当するかを確認する。
- (4) 選手強化委員会は、審議のうえ承認する。
- (5) 選手強化委員会は、理事会に報告する。

第15条（申請方法）

以下の手順に従い、選手自ら申請を行うものとする。

(1) 新規に指定される選手

基準点①を達成した日から 1 週間以内に、申請書及び強化指定選手等行動規範同意書を、選手強化委員会に提出しなければならない。

(2) 過去に指定を受けたことのある選手

指定期間の満了前後を問わず、基準点②を達成した場合、再度申請を行うことができる。この場合も、(1)に定める新規申請と同様の手順により申請を行うものとする。なお、指定回数(累計年数)に制限は設けない。

第16条（評価対象競技会）

別添に定める。

第5章 共通事項

第17条（対象者）

選考評価対象競技会時において次の項目のすべてを満たすこととする。

- (1) 日本国籍を有していること。
- (2) 当連盟ならびに日本ライフル射撃協会会員であること。
- (3) 射撃競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (4) 有効な IPC ライセンスを有していること。（育成は申請中も含む）
- (5) 有効な WSPS の国際クラス分けまたは国内クラス分けを有していること。
- (6) 直近のパラリンピック競技大会を目指す意思があること。（育成は将来のパラリンピック競技大会も含む）
- (7) 当連盟が定める諸規程及び強化指定選手等行動規範等を遵守すること。
- (8) 18 歳未満の者は親権者の承認が得られること。

第18条（義務）

強化指定選手及び育成選手は、当連盟が求めた場合、練習状況、競技活動、健康状態等に関する報告又は資料の提出を行わなければならない。

第19条（選手の活動状況等の確認及び報告）

選手強化委員会は、強化指定選手及び育成選手について、次に掲げる事項を確認し、その結果を理事会に報告するものとする。

- (1) 誓約書及び強化指定選手等行動規範の遵守状況
- (2) 参加必須対象の大会及び合宿等の事業への参加状況

第20条（指定の解除）

以下に該当する選手については、選手強化委員会での審議を経て、理事会の承認の上で指定を解除する場合がある。

- (1) 当連盟が定める諸規程及び強化指定選手等行動規範等を遵守しなかった選手
- (2) 正当な事由がなく参加必須対象の大会及び合宿等の事業を欠席した選手
- (3) 競技活動を辞めたと見なされる選手や練習不足で競技力を維持出来ない選手
- (4) アンチ・ドーピング規程に違反した選手
- (5) 国際クラス分けの結果、NE となった選手
- (6) 国際クラス分けの結果、競技姿勢に著しい変化を伴うクラス変更や種目変更を受け

た選手

第6章 雑則

第21条（委任）

本要綱に定めのない事項については、選手強化委員会の審議を経て、理事会が別途定める。

第22条（施行及び経過措置）

- (1) 本要綱は、理事会の承認を経て施行する。
- (2) 国際大会の派遣選手の選考は、本規程ではなく別途定める派遣規程による。

以上

2026年3月14日

【別添】2026年度 強化指定選手 評価対象競技会および基準点

(評価対象大会)

- ① WSPSワールドカップ・ノヴィサド大会
- ② WSPS世界選手権・チャンウォン大会
- ③ 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会
- ④ WSPSワールドカップ・アルアイン大会
- ⑤ WSPSワールドカップ・シドニー大会
- ⑥ ワールドアビリティスポーツゲームズ2026
- ⑦ 春季パラ射撃競技会
- ⑧ 全日本パラスポーツライフル射撃競技選手権大会
- ⑨ その他、選手強化委員会が事前に認める競技会

(A 基準点)

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	622.9
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	623.4
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	635.7
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	633.9
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	637.7
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	623.1
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	583
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	582
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	623.4
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	571
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	565
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	576
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	548

(B 基準点)

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	614.5
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	616.5
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	632.9
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	630.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	635.3
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	619.5
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	574
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	569
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	619.9
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	564
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	555
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	569
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	533

(C 基準点)

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	600.0
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	600.0
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	628.0
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	627.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	631.0
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	611.0
R7	50m ライフル 3×20	男子	SH1	560
R8	50m ライフル 3×20	女子	SH1	560
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	616.0
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	545
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	540
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	545
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	515

※各ランクの基準点は、アルアイン世界選手権(2021)、杭州アジアパラ競技大会(2023)、リマ世界選手権(2023)、パリパラリンピック競技大会(2024)の4大会の結果を参照し、ロサンゼルスパラリンピック競技大会(2028)において、「A:メダル獲得の可能性がある点数」「B:入賞の可能性がある点数」「C:国際大会で入賞の可能性がある点数」に相当する点数として算出した。

以上

2026年3月14日

【別添】2026年度 育成選手 評価対象競技会および基準点

(評価対象大会)

- ① WSPSワールドカップ・ノヴィサド大会
- ② WSPS世界選手権・チャンウォン大会
- ③ 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会
- ④ WSPSワールドカップ・アルアイン大会
- ⑤ WSPSワールドカップ・シドニー大会
- ⑥ ワールドアビリティスポーツゲームズ2026
- ⑦ 春季パラ射撃競技会
- ⑧ 全日本パラスポーツライフル射撃競技選手権大会
- ⑨ 日本ライフル射撃協会公認競技会(G1~G4)
- ⑩ その他、選手強化委員会が事前に認める競技会

(基準点①)

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	554.9
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	554.9
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	608.0
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	598.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	608.0
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	596.8
R7	50m ライフル 3x40	男子	SH1	530
R8	50m ライフル 3x40	女子	SH1	530
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	596.8
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	510
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	510
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	510
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	495
BP	ビームピストル 60 発	混合	SH1	510

(基準点②)

記号	種目	性別	クラス	基準点
R1	10m エアライフル立射 60 発	男子	SH1	585.0
R2	10m エアライフル立射 60 発	女子	SH1	585.0
R3	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH1	617.0
R4	10m エアライフル立射 60 発	混合	SH2	608.0
R5	10m エアライフル伏射 60 発	混合	SH2	617.0
R6	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH1	605.3
R7	50m ライフル 3×40	男子	SH1	545
R8	50m ライフル 3×40	女子	SH1	545
R9	50m ライフル伏射 60 発	混合	SH2	607.3
P1	10m エアピストル 60 発	男子	SH1	525
P2	10m エアピストル 60 発	女子	SH1	525
P3	25m ピストル 60 発	混合	SH1	520
P4	50m ピストル 60 発	混合	SH1	505

以上